



RCR STD-1

構内無線局
2.4GHz帯移動体識別用無線設備

2.4GHz-BAND RFID EQUIPMENT
FOR PREMISES RADIO STATION

標 準 規 格

ARIB STANDARD

RCR STD-1 3.2版

| | |
|-------------|--------|
| 昭和61年 9月 9日 | 策 定 |
| 昭和62年11月27日 | 1. 1改定 |
| 平成 4年 7月31日 | 1. 2改定 |
| 平成 6年 2月28日 | 1. 3改定 |
| 平成11年 2月 2日 | 1. 4改定 |
| 平成12年 7月25日 | 2. 0改定 |
| 平成14年 5月30日 | 2. 1改定 |
| 平成15年 7月29日 | 3. 0改定 |
| 平成17年11月30日 | 3. 1改定 |
| 平成18年 3月14日 | 3. 2改定 |

社団法人 電 波 産 業 会
Association of Radio Industries and Businesses

ま　え　が　き

社団法人電波産業会は、無線機器製造者、電気通信事業者、放送事業者及び利用者の参加を得て、各種の電波利用システムに関する無線設備の標準的な仕様等の基本的な技術的条件を「標準規格」として策定している。

標準規格は、周波数の有効利用及び他の利用者との混信の回避を図る目的から定められる国の技術基準と、併せて無線設備の適正品質、互換性の確保等、無線機器製造者及び利用者の利便を図る目的から策定される民間の任意基準をとりまとめて策定される民間の規格である。

本標準規格は、「狭帯域通信方式及び周波数ホッピング方式を用いる構内無線局 2.4GHz 帯移動体識別用無線設備」について策定されたもので、策定段階における公正性及び透明性を確保するため、内外無差別に広く無線機器製造者、利用者等利害関係者の参加を得た当会の規格会議の総意により策定されたものである。

本標準規格で規定する無線設備は、2,427 ~ 2,470.75MHz を使用するもので、この周波数帯は ARIB STD-T66 で規定される第二世代小電力データ通信システム、RCR STD-29 及び ARIB STD-T81 で規定される 2.4GHz 帯移動体識別用無線設備並びにアマチュア無線と重複しており、電波の干渉による障害が発生する可能性がある。同一周波数帯での干渉を回避するために、干渉回避方法や解決方法を記述した「構内無線局 2.4GHz 帯移動体識別用無線設備の運用の手引き」を作成し、参考資料として添付した。

本標準規格が、無線機器製造者、試験機関、利用者等に積極的に活用されることを希望する。

目 次

まえがき

| | |
|---|----|
| 第 1 章 一般事項 | 1 |
| 1.1 概要 | 1 |
| 1.2 適用範囲 | 1 |
| 1.3 準拠文書 | 1 |
| | |
| 第 2 章 標準システムの概要 | 2 |
| 2.1 標準システム | 2 |
| 2.2 標準システムの主要諸元と機能 | 3 |
| | |
| 第 3 章 無線設備の技術的条件 | 4 |
| 3.1 一般条件 | 4 |
| 3.2 質問器 | 4 |
| 3.2.1 送信装置 | 4 |
| 3.2.2 受信装置 | 5 |
| 3.2.3 空中線 | 5 |
| 3.2.4 筐体 | 5 |
| 3.2.5 データ処理装置とのインターフェース | 6 |
| 3.3 応答器 | 6 |
| | |
| 第 4 章 電波防護への適合性 | 7 |
| | |
| 第 5 章 測定法 | 8 |
| | |
| 参考 1 構内無線局 2.4GHz 帯移動体識別用無線設備の技術基準適合証明に係る試験項目 | 9 |
| 参考 2 構内無線局 2.4GHz 帯移動体識別用無線設備の運用の手引き | 10 |

改定履歴表